

整理番号	市民一条申－6
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課 (06-6208-9156)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	利用料金の還付（男女共同参画センター）
概 要	大阪市立男女共同参画センター条例に基づく利用料金については、原則として還付しませんが、その例外について規定しています。
根拠法令等 及び条項	大阪市立男女共同参画センター条例 第11条第9項 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	大阪市立男女共同参画センター条例第11条第9項に掲げる要件を満たす必要があります。 大阪市立男女共同参画センター条例 第11条第9項 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができます。 (1)災害その他特別の事由により施設又はその附属設備を使用することができなくなったとき (2)使用者が指定管理者が定める日までに使用許可の取消しを申し出た場合において、指定管理者がその理由を相当と認めて当該使用許可を取り消したとき (3)利用料金を支払った者が使用許可を受けることができなかったとき (4)その他市長が特別の事由があると認めるとき
標準処理期間	30日
経由日数	－
提出先	男女共同参画センター各館窓口（指定管理者）
提出時期	随時
提出方法	使用申込・キャンセル申請書、使用許可・領収書、還付請求書を提出してください。
手数料	－
相談窓口	市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課及び男女共同参画センター各館
ホームページ	
備 考	